

会議開催案内（公開）

平成29年度宮沢賢治イーハトーブ館運営審議会を、次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望する方は、次に定める手続に従って傍聴してください。

平成29年4月20日

平成29年度宮沢賢治イーハトーブ館運営審議会

1 開催日時

平成29年5月13日（土） 午後2時

2 開催場所

花巻市高松第1地割1番地1

宮沢賢治イーハトーブ館 講義室

3 議 題

(1) 平成28年度宮沢賢治イーハトーブ館事業報告について

(2) 平成29年度宮沢賢治イーハトーブ館事業計画について

4 傍聴定員

5人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、上記の開催予定時刻までに会場にお越しください。会場で受付を行いますので、氏名と住所をご記入願います。

(2) 受付開始時間は、当日午後1時40分からです。

(3) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、ご了承ください。

6 問い合わせ先

宮沢賢治イーハトーブ館

電話番号：0198-31-2116

傍聴要領

宮沢賢治イーハトーブ館運営審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合は、退場していただく場合があります。

3 遵守事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てたりして、議事の進行を妨害しないこと。
- (3) 会場内では、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場内では、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。